

ID: 5189

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	定款又は事業計画の変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第34条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第34条第1項及び第12条の規定による。 (定款又は事業計画の変更) 第34条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 (認可の基準) 第12条 都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 再生決議が、当該再生決議の要件を満たしてされたものであること。 (3) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。 (4) 再生後マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。 (5) 再生前マンションがある場合にあつては当該再生前マンションの住戸の数、再建敷地がある場合にあつては当該再建敷地の敷地共有持分等を有する者の数が、国土交通省令で定める数以上であること。 (6) 再生前マンションがある場合にあつては、当該再生前マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況に鑑み、そのマンションの建替え又はマンションの更新を行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。 (7) 再生後マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。 (8) 再生後マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (9) 事業施行期間が適切なものであること。 (10) 当該マンション再生事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (11) その他基本方針に照らして適切なものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日